

広島県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年二月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区	間	新旧の別		備考
		新	旧	
世羅郡世羅町大字西上原字隅田川一五四〇番 一地从り 世羅郡世羅町大字西上原字旗山四六七番一地从り		一六・〇〇〇 六六・〇〇〇	九・〇〇〇 二四・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル) 一部拡幅 一部幅員減少 県道三原東城 線と重複
		二七八・〇〇	二四三・〇〇	

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原東城線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		備考
		新	旧	
世羅郡世羅町大字西上原字隅田川一五四〇番 一地从り 世羅郡世羅町大字西上原字旗山四六七番一地从り		一六・〇〇〇 六六・〇〇〇	九・〇〇〇 二四・〇〇〇	一部拡幅 一部幅員減少 一般国道四三 二号と重複
		二七八・〇〇	二四三・〇〇	

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲山甲奴上市線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		備考
		新	旧	
世羅郡世羅町大字西上原字天神鼻一六二七番七地先から 世羅郡世羅町大字西上原字旗山四六三番二地先まで	世羅郡世羅町大字西上原字旗山四六三番二地先から 世羅郡世羅町大字西上原字西原一七四四番四地先まで	新	旧	敷地の幅員 (メートル)
		一・四〇〇 三・六〇〇	一・〇〇〇 三・八〇〇	
		新	旧	延長 (メートル)
		三二四・四〇	三四六・八〇	
		路線延伸		備考
				一部幅員減少